



## 官公需法に基づく

# 「平成23年度国等の契約の方針」について

---

平成23年7月

経済産業省

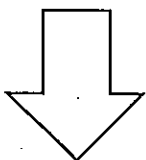
中小企業庁

# 1. 「国等の契約の方針」について

- 官公需法（「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和41年法律第97号））は、国等による調達に際して、中小企業の受注機会の増大に努力するよう規定。
- 「国等の契約の方針」は、中小企業者の受注の機会の増大を図るため、官公需法（第4条）に基づき、毎年度、閣議決定しており、平成23年度は6月28日に閣議決定。
- 閣議決定後、各府省大臣等、都道府県知事、人口10万人以上の市長等に対し、経済産業大臣名による要請文書が発出。
- また、全国50カ所で説明会を開催し、要請の趣旨をきめ細かく説明。

## 中小企業基本法

第2章 基本的施策  
第21条 国等からの受注機会の増大



官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（要約）  
（制定：1966年6月30日 法97号）

第1条（目的）  
中小企業者に対する受注機会の確保を図り、中小企業の発展に資すること。

第2条（定義）  
国等とは、国の機関及び独立行政法人等をいう。  
中小企業者とは、政令で定める者をいう。

第3条（受注機会の増大の努力）  
国等は、中小企業者の受注機会の増大に努めなければならない。

第4条（契約の方針の作成等）  
国は、毎年度「国等の契約に関する方針」を作成し、閣議決定し、公表しなければならない。

第5条（実績の概要の通知）  
各省大臣は、毎会計年度終了後、契約実績の概要を経済産業大臣に通知する。

第6条（各省各庁等に対する要請）  
経済産業大臣等は、各省大臣に中小企業者の受注機会増大のためにとるべき措置を要請できる。

第7条（地方公共団体の施策）  
地方公共団体は、国に準じた施策を講じるよう努めなければならない。

## 2. 平成23年度中小企業者に関する国等の契約の方針の構成

### 第1 中小企業者の受注機会の増大のための措置

#### 1. 東日本大震災の被災地域等の中小企業者に対する配慮

- (1) 官公需相談窓口における適切な対応
- (2) 適正な納期・工期の設定、迅速な支払
- (3) 地域中小企業者の適切な評価
- (4) 科学的・客観的根拠に基づく適切な契約
- (5) 官公需を通じた被災地域への支援



#### 4. 中小企業者の特性を踏まえた配慮

- (1) 技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大
- (2) 地域の中小企業者等の積極活用
- (3) 中小企業者の適切な評価
- (4) 中小建設業者に対する配慮
- (5) 新規開業中小企業者の参入への配慮

#### 5. ダンピング防止対策等の推進

- (1) 適切な予定価格の作成
- (2) 低入札価格調査制度の適切な活用等  
(低入札価格調査結果の取りまとめと規制当局への提供)



#### 2. 官公需情報の提供の徹底

- (1) 各府省、公庫等ごとの契約目標等の公表
- (2) 個別発注情報の提供と説明
- (3) 官公需情報ポータルサイトによる情報の一括提供
- (4) 官公需に関する相談体制の整備

### 第2 中小企業者向け契約目標

国等の中小企業者向け契約目標金額  
約3兆7,915億円  
(官公需総予算額に占める割合56.2%)

#### 3. 中小企業者が受注し易い発注とする工夫

- (1) 分離・分割発注の推進
- (2) 適正な納期・工期、納入条件等の設定
- (3) 調達・契約手法の多様化における中小企業者への配慮
- (4) 同一資格等級区分内の者による競争の確保
- (5) 中小企業官公需特定品目等に係る受注機会の増大
- (6) 官公需適格組合等の活用
- (7) 調達手続の簡素・合理化

### 第3 官公需対策における政府一体の取組み

- (1) 方針の普及及び徹底等
- (2) 措置状況の通知及び情報の公表
- (3) 地方公共団体の施策

### 3. 中小企業向け契約の平成22年度実績及び平成23年度目標

(単位：億円、%)

各府省等名	平成22年度実績			平成23年度目標		
	官公需 実績(A)	中小企業向け 契約実績額(B)	目標比率(B/A)	官公需 予算(A)	中小企業向け 契約目標額(B)	目標比率(B/A)
衆議院	262	60	22.9	142	78	55.0
参議院	40	8	19.8	37	20	54.0
最高裁判所	351	119	33.9	314	149	47.5
会計検査院	7	3	48.5	9	6	68.1
内閣・内閣府	1,216	631	51.9	1,069	539	50.4
総務省	368	141	38.1	410	164	39.9
法務省	1,194	637	53.3	1,245	692	55.6
外務省	223	47	20.9	159	112	70.7
財務省	787	431	54.8	836	491	58.8
文部科学省	455	425	93.3	465	434	93.5
厚生労働省	650	445	68.4	850	590	69.5
農林水産省	2,070	1,540	74.4	2,037	1,573	77.2
経済産業省	162	101	62.2	190	137	72.2
国土交通省	17,075	9,284	54.4	20,051	11,117	55.4
環境省	292	120	41.3	337	242	72.0
防衛省	7,687	3,191	41.5	10,937	4,632	42.4
国計	32,839	17,181	52.3	39,087	20,977	53.7
公庫等計(注1)	28,761	15,084	52.4	28,380	16,938	59.7
国等計(注2)	61,600	32,265	52.4	67,467	37,915	56.2

注1： 「公庫等」とは、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公庫等の198法人が対象（平成23年4月1日現在）。

注2： 計の欄の金額は、それぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

注3： 平成22年度の官公需総実績額及び中小企業向け契約実績額、平成23年度の官公需総予算額及び中小企業向け契約目標額には、東日本大震災により被災し集計不能となった一部の地方機関・部署の数値が含まれていない。

## 4. 国等の官公需契約目標、契約実績の推移

(単位：億円、%)

年度	目 標		実 績	
	官公需総予算額	中小企業向け目標額	官公需総実績額	中小企業向け実績額
13	117,140	52,820	122,245	55,145
14	111,580	50,380	116,376	53,650
15	106,940	48,450	104,625	48,658
16	98,484	45,023	99,850	46,524
17	93,032	43,441	88,078	41,286
18	82,121	39,346	86,559	41,152
19	84,560	42,406	87,601	41,906
20	82,651	42,132	90,334	41,652
21	99,239	51,993	78,921	41,932
22	68,796	38,656	61,600	32,265
23	67,467	37,915		

注1：「国等」とは、国の機関に公庫等（独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公庫等の198法人）を加えたもの（平成23年4月1日現在）。

注2：「官公需総予算額」とは、当初予算額。又は「契約の方針」の閣議決定までに成立した補正予算がある場合には、当初予算にこれを加えた額をいう。

注3：官公需対象品目について、平成21年度実績及び平成22年度目標から中小企業者の受注可能性がないもの（一部の医薬品、海上保安船舶等）を除外する等の見直しを行った。

注4：平成22年度の官公需総実績額及び中小企業向け契約実績額、平成23年度の官公需総予算額及び中小企業向け契約目標額には、東日本大震災により被災し集計不能となった一部の地方機関・部署の数値が含まれていない。

## 5. 地方公共団体の契約実績

(単位：億円、%)

年度	契 約 実 績		
	官公需総額(A)	中小企業向け(B)	比率(B)/(A)
平成12年度	184,727	136,076	73.7
平成13年度	186,273	133,791	71.8
平成14年度	155,014	114,114	73.6
平成15年度	144,402	109,083	75.5
平成16年度	136,087	101,492	74.6
平成17年度	132,904	98,879	74.4
平成18年度	131,018	99,422	75.9
平成19年度	122,899	92,696	75.4
平成20年度	122,353	92,027	75.2
平成21年度	130,483	99,092	75.9
平成22年度	各地方公共団体で取りまとめ中		

(注) 地方公共団体の契約実績は、都道府県、人口10万人以上の市及び特別区を対象としている。